**平成２９年（再イ）第２４号**

広島市中区土橋町４番４号　カーサ土橋403号

再生債務者　森山　博文

1　決議に付する再生計画案　平成29年９月24日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年11月７日

3　再生計画案に対する回答期間　平成29年11月７日まで

平成29年10月10日

広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（再イ）第１０号**

広島県呉市吉浦新町１丁目７番３－203号

再生債務者　瀧川　秀臣

1　決議に付する再生計画案　平成29年９月25日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年11月７日

3　再生計画案に対する回答期間　平成29年11月７日まで

平成29年10月10日　　広島地方裁判所呉支部

## 小規模個人再生による再生手続廃止

**平成２９年（再イ）第６９号**

千葉県我孫子市根戸354番地の５（Ｂ－204号）　ブリリアントガーデンアゼリア

再生債務者　和賀　英之

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成29年10月５日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

## 給与所得者等再生による再生手続開始

**平成２９年（再ロ）第１号**

栃木県那須塩原市北赤田1587番地39

再生債務者　平野　幸宏

1　決定年月日時　平成29年10月６日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年10月27日まで

4　一般異議申述期間　平成29年11月10日から平成29年11月20日まで

宇都宮地方裁判所大田原支部

**平成２９年（再ロ）第１２号**

京都市東山区花見小路通古門前上る巽町430番地　市営住宅11棟803号

再生債務者　佐藤　直弘

1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年11月６日まで

4　一般異議申述期間　平成29年11月10日から平成29年11月20日まで

京都地方裁判所第５民事部再生係

## 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

**平成２８年（再ロ）第１００５８号**

東京都文京区水道１－11－７－411

再生債務者　小黒　一浩

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年７月６日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年10月23日まで

平成29年10月６日

東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（再ロ）第２４号**

福岡市中央区薬院２丁目11番28－601号

再生債務者　蓑毛　　崇

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年７月12日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年10月24日まで

平成29年10月３日

福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（再ロ）第２号**

大津市野郷原１丁目７番１－202号（前住所）　京都府宇治市折居台４丁目１番地の129

再生債務者　瀧　　康二

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年９月26日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年11月２日まで

平成29年10月５日

大津地方裁判所民事部再生係

## 給与所得者等再生による再生計画認可

**平成２９年（再ロ）第４号**

千葉市緑区あすみが丘東２丁目12番地10

再生債務者　斎藤　友美

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年９月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年10月５日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（再ロ）第２号**

群馬県邑楽郡板倉町板倉4228－６　レオパレスグリーンフラットＥ103号室（住民票上の住所）福島市上鳥渡字しのぶ台53番地の４

再生債務者　加藤　　竜

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年10月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年10月６日　　福島地方裁判所

**平成２９年（再ロ）第２号**

長野県安曇野市豊科高家4937番２号地

再生債務者　本山　聖治（旧姓上條）

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年10月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年10月６日　長野地方裁判所松本支部

# 会社その他の公告

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

記

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載の官報

掲載の日付　平成二十九年六月三十日

掲載頁　八十七頁（号外第一四一号）

（乙）掲載の官報

掲載の日付　平成二十九年六月三十日

掲載頁　八十八頁（号外第一四一号）

平成二十九年十月十八日

東京都中央区日本橋二丁目一六番一三号ランディック日本橋ビル七階

（甲）株式会社いなば園

代表取締役　大塚　　稔

静岡県牧之原市須々木字大沢二五三六番一

（乙）株式会社牧之原いなば園

代表取締役　大塚　　稔

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）http://www.iri.co.jp/

平成二十九年十月十八日

東京都新宿区新宿一丁目一〇番四号

（甲）株式会社Ｉ Ｒ

代表取締役　藤原　洋

東京都新宿区新宿一丁目一〇番四号藤原ビル

（乙）株式会社インターネットイニシアティブ総合研究所

代表取締役　藤原　洋

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十九年十一月三十日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｂａｒ Ｂｅｌｌとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年十月十八日

埼玉県越谷市瓦曽根二丁目六番三四号

合同会社Ｂａｒ Ｂｅｌｌ

代表社員　森永　雄太

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年十月十八日

東京都品川区北品川二丁目九番一六号

サンライズネイチャー合同会社

代表社員　サッシ　シモネ

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年十月十八日

愛知県名古屋市中川区川前町三五番地

合同会社ＧＦインターナショナル

代表社員　高山　千春